

## 公園内指定喫煙場所の設置等に関する要綱

(令和8年2月9日7川建み管第868号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市都市公園条例（昭和32年条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項第9号に規定する指定された場所の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

- (1) 指定喫煙場所 専ら喫煙をするための場所のことをいう。
- (2) 公園管理者 公園緑地等を管理する緑政部長、道路公園センター所長、霊園事務所長、夢見ヶ崎動物公園園長及び生田緑地整備事務所長をいう。
- (3) 常駐管理者 法人その他の団体であって、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条に規定する設置管理許可を受けた者、条例第18条の2に規定する指定管理者及び対象公園の管理委託を受託している者をいう。

(設置基準)

第3条 公園管理者は、指定喫煙場所を設置し、又は移設するときは、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 指定喫煙場所を設置し、又は移設することが公園内での望まない受動喫煙の軽減、タバコの火による安全面やポイ捨てに伴う美化に関わる課題解決を達成するために効果的であること。
- (2) 指定喫煙場所の管理及び美観維持を行う常駐管理者が公園内に在駐していること。

(仕様)

第4条 指定喫煙場所の仕様は、次の事項に適合するものとする。

- (1) 公園利用者の動線から離れた場所とすること。
- (2) 区画を明示すること。
- (3) 喫煙可能であることを標識等で掲示すること。

(管理者協議)

第5条 指定喫煙場所の設置場所、仕様及び運用方法は、設置する公園の利用実態や規模等に応じて、公園管理者と常駐管理者で協議のうえ、設置する公園の特性に適したものとすること。

(名称等)

第6条 指定喫煙場所が設置可能な公園の名称、住所及び常駐管理者は、次のとおりとする。

| 名 称   | 住 所          | 常駐管理者の形態 |
|-------|--------------|----------|
| 富士見公園 | 川崎区富士見 2-1-9 | 指定管理     |
| 東田公園  | 川崎区東田町 3-25  | 設置管理     |
| 大師公園  | 川崎区大師公園 1    | 指定管理     |

|           |                |      |
|-----------|----------------|------|
| 小田公園      | 川崎区小田 4-20-38  | 指定管理 |
| 桜川公園      | 川崎区桜本 1-14-3   | 指定管理 |
| 池上新田公園    | 川崎区池上町 1-3     | 指定管理 |
| 池上新町南緑道   | 川崎区池上新町 3-4 ほか | 設置管理 |
| 御幸公園      | 幸区古市場 1        | 委託管理 |
| 夢見ヶ崎動物公園  | 幸区南加瀬 1-2-1    | 直営   |
| 等々力緑地     | 中原区等々力 1-1     | 指定管理 |
| 川崎市中原平和公園 | 中原区木月住吉町 33-1  | 委託管理 |
| 橘公園       | 高津区子母口 565     | 設置管理 |
| 緑ヶ丘霊園     | 高津区下作延 1241    | 指定管理 |
| 早野聖地公園    | 麻生区早野 732      | 指定管理 |
| 生田緑地      | 多摩区柘形 7-1-4    | 指定管理 |
| 緑化センター    | 多摩区宿河原 6-14-1  | 指定管理 |
| 王禅寺ふるさと公園 | 麻生区王禅寺 528-1   | 委託管理 |
| とんびいけ公園   | 麻生区栗木台 3-1     | 委託管理 |

(使用の制限)

第7条 公園管理者は、指定喫煙場所の管理等のため、必要があると認めるときは、指定喫煙場所の使用を制限、又は撤去することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。